



## 認知症があっても 遺産分割できる？

弁護士 寺中 麗子

Aさんは、妻、両親と共に、父親所有の土地建物で同居していましたが、先日、父親が突然亡くなってしまいました。父親の遺産は、土地建物とわずかな預金だけでした。生前、父親は、土地建物は同居して面倒をみてくれているAさんに譲る、といってくれており、Aさんも、土地建物を自身の名義にして、今後も住み続けたいと思っています。

相続人は、母親と弟・妹です。弟・妹は、2人とも、既に自宅を持っており、兄妹仲はよいです。母親との同居を前提に、Aさんが家をほしいといえば、母親を含めた3人は同意してくれるはずです。

そこで、Aさんは、土地建物をAさんが単独で取得し、預金は母、妹、弟の3人で分割するとの内容で遺産分割することを考えていました。しかし、最近になって、母親の物忘れが多いことが気になり、念のため病院に連れていったところ、認知症の疑いがあるといわれてしまいました。

Aさんは、このまま遺産分割協議を進めてしまってよいのでしょうか。

### ◆ 解説

遺産分割は、財産移転の効果を生じさせる法律行為であるため、遺産分割をするには、自分の行為の結果を判断できる能力、いわゆる「意思能力」が必要となります。そして、1人でも「意思能力」を欠く相続人がいた場合、遺産分割全体が無効となってしまいます。

ですので、意思能力を欠く相続人がいた場合は、そのままでは、有効な遺産分割をすることはできません。ではどうすればよいのかというと、家庭裁判所に、意思能力を欠く相続人に対する後見開始の審判を申立て、成年後見人を選任してもらう方法が考えられます。成年後見人の選任には、3～4ヶ月程度の期間を要し、医師による精神鑑定が行われる場合もあります。そして、選任された成年後見人が本人に代理して、遺産分割をすることになります。

今回のAさんの場合も、成年後見人を選任する必要があるのでしょうか。

Aさんの母親は認知症の疑いがあるということですが、認知症の程度によって、症状にも差があり、認知症だからといって、意思能力がただちに否定されるわけではありません。Aさんの母親が、遺産分割の内容を理解し、判断できる意思能力を持っているのであれば、成年後見人を選任する必要はないといえます。

もっとも、意思能力の有無を素人が勝手に判断することは非常に危険です。Aさんが、母親に意思能力があると判断し、一度は、全員が合意して遺産分割を行ったとしても、後々、心変わりした弟・妹から、母親の意思能力はなかったから、あの時の遺産分割は無効だ、土地建物の単独取得は認めないと主張される可能性があります。

このような紛争を避けるために、少なくとも、遺産分割時の意思能力の存在を証明できるような、医師の診断書を取得しておくこと、意思能力の存在自体に疑問があるのであれば、遺産分割を強行せず、後見開始の審判の申立てをすることをお勧めします。

兄妹仲はよいから、大丈夫と安心していても、人の気持ちは些細なことをきっかけに簡単に変わってしまうものです。成年後見人の選任には、先のように手間と時間がかかりますので、できれば避けたいと思うのは当然かと思いますが、手間を惜しんだせいで、将来的に、家族間で骨肉の争いになってしまうこともあります。そうした事態を避けるためには、面倒でも、法律に基づき、適切な手続をとることが必要です。

執筆者プロフィール

寺中 麗子 (てらなか・れいこ)

弁護士 (第二東京弁護士会)。

早稲田大学法学部・首都大学東京法科大学院卒業。

所属：東京リベルテ法律事務所

趣味はゴルフ、料理。